

令和7年第1回東洋町議会臨時会会議録

(第 1 号)

令和7年10月15日(水)

東洋町議会

余 白

令和7年第1回東洋町議会臨時会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和7年10月15日(水) 午前10時30分宣告

出席議員(8名)

議長	福島 登	君	副議長	廣田 斎史	君
1番	大坪 千倫	君	3番	安岡 良仁	君
4番	高島 俊彦	君	5番	武山 裕一	君
6番	今宮 裕明	君	7番	田島 毅三夫	君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁	君
副町長	伊吹 真貴博	君
会計管理者	近藤 真人	君
総務課長	築地 仲音	君
税務課長	田岡 いずみ	君
産業建設課長	大坪 靖幸	君
産業建設課長	生田 憲一	君
教育次長	生松 克祐	君
住民課長	田岡 伊織	君
住民課長	手島 憲作	君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	堀川 歩	君
住民課長補佐	奥村 忍	君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	北川 晃彦
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり
議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 廣田 斎史 君 3番 安岡 良仁 君

令和7年第1回東洋町議会臨時会議事日程

(第 1 号)

令和7年10月15日(水) 午前10時30分開議

[日程第1] 会議録署名議員の指名

[日程第2] 会期の決定

[日程第3] 承認第7号 専決処分事項「令和7年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を求めることについて

[日程第4] 議案第41号 東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締結について

[追加日程第1] 緊急質問

議事のでんまつ

議長	(福島 登 議長) 皆さん、おはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。 よって、定足数に達しております。 これより、令和 7 年第 1 回東洋町議会臨時会を開会します。 (開会時間：1 0 時 3 0 分) 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定のほか、議案として、専決補正予算 1 件、契約 1 件の計 2 件であります。 日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申し出がありましたので、これを許します。長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 皆さんおはようございます。 本日、令和 7 年東洋町議会第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。 それでは本臨時会への上程案件につきまして、執行部からは、令和 7 年度の専決補正予算案 1 件及び契約案 1 件の計 2 件の議案の提出をさせていただきます。 議員の皆様方におかれましては、御審議の上、適切な御決定を

お願い申し上げます。

提案に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。

銀杏保育園の不適切保育事案に関する第三者検証委員会からの報告についてでございます。

保育園利用者並びに町民の皆様方に大変御心配をおかけしておりました銀杏保育園の不適切保育事案に関する第三者検証委員会につきましては、去る１０月１０日に委員２名が来庁され、判定結果の報告とそれに伴う改善計画の提言を受けましたので、この場をお借りいたしまして、御報告を申し上げます。

第三者委員会による調査は、日本弁護士連合会作成の地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針に準拠し、保護者から訴えのありました事案について、調査、事実認定、評価、原因分析及び提言並びに今後の保育運営に関する改善計画書案に対する助言を行うこととしておりました。

令和６年１２月２０日に弁護士、大学教授、心理士の３名により第三者委員会を設置し、関係者となる保育士、調理員、保護者とその子どもたちへの聴取２回と委員会を５回開催し、調査結果に至っております。

その結果を御報告いたしますが、第三者委員会からの報告書内容のとおり申し上げますと時間を要しますので、議員各位には、事前に配布いたしました報告書を御参照いただき、町民の皆様方に対しましては、この場をお借りして公表させていただきます。なお、報告書は、本臨時会終了後には速やかに町のホームページで公開をさせていただきます。

さて、保護者からは１３項目の虐待案件の訴えがありましたところ、各資料及び関係者聴取等に基づく事実の認定後に、虐待等について該当性の評価をしていただいたところであります。

評価に当たっての判断基準として、国の示した改定前の保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインに準拠し、株式会社キャンサースキャン「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を参考に、①虐待等該当性として「虐待等に該当する事案」と、②虐待等には該当しないが問題があり、改善すべき点として、「虐待等を含まない不適切な保育に該当する事案」の二つに該当するかの評価と、その他指摘事項についての御報告を受けたところであります。

結果としましては、まず、虐待等に該当する事案は0件でありました。

しかし、虐待等を含まない不適切な保育に該当する事案が3件、その他指摘事項として2件という検証結果でありました。

報告書内の「虐待等及び不適切な保育該当性の認定」の記述内容から引用して、検証結果の事案概要を御説明いたします。

まず、虐待等を含まない不適切な保育事案3件は、次のとおりであります。

1件目はロッカーの上にあげて叱責する行為として、園児を自力で降りられない高所に置くことは、園児に強い恐怖感を抱かせる恐れのある行為であり、園児の人格の尊重という観点からは適当な行為ではないことから、不適切な保育に該当する事案である。

2件目は子供たちから鬼の部屋と呼ばれている部屋へ無理やり連れていく行為として、園児を落ちつかせるための別室へ連れて行くこと自体は、直ちに問題のある行動ではないとしつつ、園児を別室に連れていく際の態様について、足を持って運ぶような事案が認められ、園児への扱いとしては好ましくないことから不適切な保育として認められる。

3件目はながら保育行為として、教室内へ園児以外の者がいない場合でも別室から園児のいるスペースを職員が常時監視でき、何かあれば直ちに対応できる場所にいれば、必ずしも同一の部屋にいてことまで求められるものではないが、銀杏保育園の部屋の構造上、教室内へ園児以外の者がいない時間があることは、教室内全体を常に監視できるわけではなく、教室内に居るときと比べれば園児への注意が落ちる可能性はあり、基本的に教室内に職員がいない状態は好ましくないと考えられるため、不適切な保育というのが相当である。

次に、その他指摘事項2件は次のとおりであります。

1件目は食事時の指導についてであります。

保育における食事の提供は残さず食べることが目標ではなく、園児の意思を察知し、それに見合ったタイミングで与える必要がある。過度な指導は、園児の食事面での成長にとって必ずしも好ましくなく、かえって食事に苦手意識を持たせるような事態にもつながることから、指導が適切であったかについては職員において検討されたい。

2件目は子供の事故について報告がないについてであります。

園児の事故、負傷については、保護者への速やかな報告に努めるべきであり、報告漏れは可能な限りなくすよう努める必要があるため、職員において常時意識する必要がある。

以上の結果でありました。

この保育園の問題点について、各事項別に改善へ向けての助言をいただくとともに、保育改善計画への提言をいただいたところであります。

改善に向かっては、(1)子どもの最善の利益の十分な考慮(2)虐待等不適切な保育の未然防止と早期発見の徹底(3)職員の意

識改革と資質向上（４）保護者支援の充実（５）組織文化の改善（６）信頼関係の再構築の６項目を基本として、今回指摘のありました事案、基本方針についての具体的な改善策を提言していただいております。

保育園では、昨年４月に児童虐待に詳しい弁護士からの提言を受け、改善計画案の導入について検討し、６月から試験的運用をはじめ、県幼保支援課の助言を受けて１０月から本格導入しておりますが、第三者委員会からの改善計画の提言を新たに盛り込むこととしております。

第三者委員会からの判定結果を重く受け止めなくてはなりません。虐待等の認定の有無以前に、保護者からは１３項目もの問題行動の指摘があったわけでありますので、本町における子ども子育て支援の観点からも欠かすことのできない保育サービスの改善と保育利用者が安心して利用できる保育園として、目に見える形での再構築が求められるわけであります。

本町の保育サービスが県下最下位の評価を受けたくらいの危機感をもって、今回の問題行動を全職員に共有し、二度とこのようなことが起こらないよう、保育改善と信頼回復に努めてまいります。

このたびの銀杏保育園における不適切保育事案につきましては、昨年の１月に役場へ通報があったときから、私たちも一生懸命に調査、原因解明に努力し、専門家からも御意見を伺って独自で解決へと向かいたいという想いでやってまいりましたが、結果的に外部へ頼る以外なく、第三者委員会を設置するしか方法がなかったわけであります。

関係者の皆様方には、本町の聞き取り調査から始まり、第三者委員会での聞き取りにも御協力いただきましたことに感謝をい

議長	たしております。しかし、その反面、随分と長い期間にわたり苦しめましたことに責任を感じ、反省もしているところであります。 今後は、役場をはじめ、保育園と保護者・園児の信頼関係を取り戻すための努力に尽きるわけではありますが、このたび、お預かりしたお子さんに対して銀杏保育園における数々の問題行動に関しまして、先日、保護者の皆様方へ、私以下当事者の保育士も含めて謝罪をさせていただいたところでありますが、議会や町民の皆様方におかれましても、長期間にわたり大変な御心配をおかけいたしましたことにも重ねてお詫びを申し上げます。 最後に、本事案に関し全権を委ねておりました第三者委員会からは、本調査をもって町の役目は終了し、調査終了後における関係者からの異議の申し出についての解決方法は、司法判断にお任せするしかないとの御意見をいただいております。 以上、第三者委員会からの結果報告をもちまして、令和7年第1回東洋町議会臨時会の行政報告とさせていただきます。 (福島 登 議長) 町長の行政報告が終わりました。 日程に入ります。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、2番、廣田斎史君、並びに3番、安岡良仁君を指名します。 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
----	---

議会運営委員会委員長	議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高畠議会運営委員長。 （高畠 俊彦 議会運営委員長） 皆様、おはようございます。 令和7年第1回臨時会議会運営委員会からの報告を行います。 10月15日に議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本臨時会の会期は、本日1日限りとする。 次に、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑・討論を合わせて時間を1人1時間以内とする。また、執行部の答弁時間も1時間以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。 なお、議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。 以上のように決定いたしました。 これで議会運営委員会からの報告を終わります。
議長	（福島 登 議長） 議会運営委員長の報告が終わりました。 ここでお諮りします。 ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日間と決定しました。

町長	日程第 3、承認第 7 号、専決処分事項、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算、専決第 2 号の承認を求めることについての件について、提出者の説明を求めます。長崎町長。 (長崎 正仁 町長) それでは私のほうから、議案提案理由説明に入るに当たり一言申し上げたいと思います。 本臨時会におきましては、東洋町同報通信システム整備工事の関連議案を提出させていただいております。 本年第 3 回定例会におきましては、契約案件として、議案第 40 号で同整備工事の議案を提出させていただきましたけれども、議員から複数年契約に係る適正な予算措置がなされていないという御指摘を頂きまして、議案を撤回するという混乱を招きましたことに、深くお詫び申し上げますとともに、その御指摘にも感謝をしているところであります。 それでは、提案理由に入らせていただきます。 1 ページの方をお開きください。 承認第 7 号、専決処分事項、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算、専決第 2 号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和 7 年 10 月 15 日提出でございます。 提案理由についてでございます。 東洋町同報通信システム整備工事に係る公募型プロポーザルを実施するにあたり、令和 7 年 7 月 2 日に公告を行い、事業期間を令和 9 年 3 月 31 日までとしたため、繰越明許費を追加し、令
----	--

議長	和 7 年 7 月 1 日に専決処分をさせていただいております。 なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。 御審議のほどよろしく願いを申し上げます。 (福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) それでは、私のほうから御説明をさせていただきます。 今回の上程議案につきましては、議員の皆様をはじめ、関係各社様にも大変御迷惑と御心配をおかけをしております。重ねて心よりお詫びを申し上げます。 それでは、承認第 7 号、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算、専決第 2 号の承認を求めることについて御説明をいたします。 予算書の 1 ページをお願いいたします。 今回の補正につきましては、歳入歳出予算の増減はございません。 3 ページをお願いいたします。 第 4 表、繰越明許費でございます。翌年度に繰越しして使用できる事業をお示ししております。事業名デジタル防災行政無線整備事業では、2 億 8 0 7 2 万 8 千円を計上しております。 東洋町同報通信システム整備工事において、令和 7 年度当初予算に 4 億 4 8 3 6 万 8 千円を計上し、契約期間を 1 年間としておりました。しかし、東洋町同報通信システム整備工事に係る公募型プロポーザルを実施するにあたり、ワーキンググループで協議をしていく中で、年度内の工事完了が見込めないことから、事業期間を令和 9 年 3 月 3 1 日までとしておりました。複数年契約を

議長	結ぶため、予算を 8 年度に繰越しをしております。複数年契約を結ぶに当たり、基本的には二つの方法がございます。 一つ目は、債務負担行為によるもの、二つ目は、繰越明許費による予算計上がございます。令和 7 年度が防災減災を事業目的とした財源としても有利な緊急防災減災事業債が活用できる最終年度であります。公募型プロポーザルの実施に係る公告日を令和 7 年 7 月 2 日としていたことから、令和 7 年 7 月 1 日付で繰越明許費を計上し、専決処分をさせていただいております。 繰越額につきましては、契約金額の 4 割の前払い額を当初予算額から除いた金額としております。 令和 7 年第 3 回東洋町議会定例会において契約締結議案第 40 号の撤回をさせていただき、県や弁護士にも相談をし、精査をさせていただきました。今回の予算案につきましては、財源確保の観点からもこの方法しかないものと考えております。 また、現行の防災行政無線は供用開始から既に 38 年が経過し、現在では作動確認のみを行っておりますが、昨年、他の自治体で火災が発生したことを理由に、メーカー側から電源を落としたいとの申し出もがございます。住民の日常生活面においても、有事に備え、早急に整備が必要でありますので、どうか御理解をいただきたいと考えております。 御審議のほどよろしくお願いいたします。 (福島 登 議長) 提出者の説明が終わりました。 日程第 3、承認第 7 号、専決処分事項、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算、専決第 2 号の承認を求めることについての件を議題
----	---

3 番議員	とします。 質疑、討論については、まず、本会議で提出された全ての議案に対し 1 人 1 時間以内、答弁時間も 1 時間以内とし、質疑については一問一答方式で行います。 また、議会会議規則第 5 4 条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないことになっております。その規定に反すると認めるときは、同規則第 2 項の規定により注意し、なお、従わない場合は発言を禁止します。 なお、議会会議規則第 6 4 条の 2 の規定により、執行部は議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言のうえ、挙手願います。 これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。 これより、質疑を行います。 質疑はありませんか。 3 番、安岡良仁君。 (安岡 良仁 議員) 議案の専決処分事項、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算、専決 2 号の承認を求めることについて、何点か質問をさせていただきます。 この繰越明許費の事業については、先ほど説明もあったんですけども、前回 9 月議会で提案された東洋町同報システム整備工事請負契約の締結についての議案が撤回があった事業でござい
--------------	--

	ます。この撤回の理由が、先般の 9 月議会では、令和 7 年度予算に基づく契約を見直すためとの説明がございました。これ住民の方が聞いたら、提出された議案がどうして撤回されることになったのか全然分かりません。何が原因で議案を撤回することとなったのか、詳細な説明がされておられません。今回、新たに専決処分として繰越明許費、このデジタル防災行政無線整備事業の議案が提案されております。 まず、1 点目の質問に移ります。 前回 9 月議会で、令和 7 年 7 月 1 日付で補正予算、専決第 1 号を専決処分し、承認をされております。今回の専決処分は、前回と同じ 7 月 1 日付で専決 2 号、繰越明許費の承認を求める議案が提出されております。同日で二つの予算の専決処分をするのは、手続上可能でございます。この 7 月 1 日という時期は、まだ会計年度が始まってまだ 3 か月しかたっておりません。なぜ、緊急に臨時会を開いてまで、同日の令和 7 年 7 月 1 日付けで、補正予算、専決 2 号の繰越明許費の専決処分する承認議案を提出することになったのか、またその原因、また経緯、詳細な説明をお聞きをいたします。 （福島 登 議長） 少しお待ちください。 すいません、通告がございませんので、執行部は今、答弁の打合せしております。少しお待ちください。 築地総務課長。 （築地 仲音 総務課長） 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。
--	--

	まず、説明がなされていないということで、何が原因になっているのかということについてでございます。 先日の９月定例議会におきまして、御指摘のありましたように、単年度予算の確保しかできておらず、仮契約の議案の撤回をさせていただきました。当初におきましては、契約書のやりかえ等も視野に入れまして考えておりましたけれども、精査をいたしました結果、債務負担行為ではなく、先ほども説明をさせていただきましたが、令和７年度が防災減災事業目的とした財源としても有利な緊急防災減災事業債が活用できる最終年度でありますことから、前回の令和７年７月１日同日ではございますが、公告日の前日である日を専決日とさせていただきました、繰越明許費の計上をさせていただきました。これにより、２か年にわたる予算を確保することができるものでございます。 また、３か月しかたっていないのに、同じ日で専決処分っていうことですが、先ほどの説明をさせていただきましたとおり、プロポーザルの実施に係る報告日を令和７年７月２日としていたことから、令和７年７月１日付で繰越明許費を計上し、専決処分をさせていただきたいものでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) ３番、安岡良仁君。
３番議員	(安岡 良仁 議員) 撤回された仮契約の事案、これ予算額４億５千万の事業であります。現在、地区懇でも事業内容について説明がされておりますが、当初の段階でですね、予算額、事業内容から見ると、当初予

	算の段階から令和 7 年度、翌年度にまたがる前提で契約する事業ではなかったのか推察をいたします。この事業は年度内に契約や支出が完了しない、不測の事態が生じたのではなく、最初から工期が翌年度にまたがる事業であるとの認識を持って、工期を再来年の 9 年 3 月 3 1 日までとした契約をしております。そうであれば、この繰越明許費と債務負担行為、二つの選択肢があるんですけども、この繰越明許費を選択した理由について細かく説明を求めます。
議長	(福島 登 議長) 再問です。伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 安岡議員の質疑にお答えいたします。 先ほど安岡議員が 7 年度も当初から分かったたのではないかと、あくまでもそれは推測ですので、当初予算では 1 か年の契約でいくということで進めておりました。今回ですね、国交省とか総務省のほうから、品確法の関係で、公共工事の平準化というところが文書が要請がありまして、その中には、公共工事の品質確保の促進に関する法律の中に、発注者の責務というところがあります。計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること、というところがあります。その中で、地方公共団体における平準化の取組事例として、5 つございます。 積極的な債務負担の活用。それと 2 つ目が柔軟な工期の設定、これは余裕期間制度の活用というところなんです。3 番目に速やかな繰越し手続き、それと 4 番目に積算の前倒し、5 番目に早期執行のための目標設定、というところがございますので繰越しが柔軟

	化をされておるといふ解釈がありますので、どうしてもやむを得ん事情というところがございますので、今回工期が足りない、プロポーザルに3か月も要しましたので、その間、その3か月分の工期が短くなったというところもございます。あと、財源の確保というところが1番大きなところです。以上です。
議長	(福島 登 議長) 3番、安岡良仁君。
3番議員	(安岡 良仁 議員) 今答弁の中で、私が推察と言ったんですけれども、1年で4億5千万の事業を終わらすという前提ですね、その事業の予算が可決されたわけです。4月から7月まだ3か月しか経ってないのに、もう3か月の時点で繰越しというふうな決定をされたということは、どういうことでしょうか。
議長	(福島 登 議長) 再々問でよろしいですか。 伊吹副町長。
副町長	(伊吹 真貴博 副町長) 安岡議員の質疑にお答えいたします。 先ほども述べましたとおり、繰越し制度の柔軟化といいますか、そういうところもございまして、あとですね、本来なら設計をして工期を定めてするんですけれども、今回の場合はプロポーザル方式ということで、事業者からの提案という形になっております。その中で期間がどうしても2か年は必要だというところが

	ございましたので、工期の変更をしております。以上です。
議長	(福島 登 議長) もう再問、再々問終わりました。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) また新たな質問で。
議長	(福島 登 議長) 別の質問になるんですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) 別の質問で。
議長	(福島 登 議長) はい、どうぞ。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい、分かりました。今回、専決処分第 2 号で、繰越明許費の議決を得なければならない理由というのは、具体的にどういう理由ですか。
議長	(福島 登 議長) 安岡さん、これが別の質問ですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) はい。

議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。 先ほども説明のとき申し上げましたけれども、再度お答えさせていただきます。 令和7年度が防災減災を事業目的とした、財源としても有利な緊急防災減災事業債が活用できる最終年度であります。そういったことから、今回、令和7年7月1日付で繰越明許費を計上し、専決処分をさせていただいております。以上です。
議長	(福島 登 議長) 安岡議員、これは別の質問ではないんではないかな。 関連質問になると思うんで。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) (自席より) 別の質問でほんなら。
議長	(福島 登 議長) 別の質問とはどういう意味ですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) (自席より) その質問と違う趣旨の質問をするということ。
議長	(福島 登 議長)

	議題は一緒でしょ。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) (自席より) 議題はほらデジタル防災行政整備事業のひとつ、予算です
議長	(福島 登 議長) それはもう関連になってくるので、もうそれは別の質問というわけにはいかんと思うんですけどね。今聞きながら、私もこれはもう同じというか、関連質問になると思うんで。完全に別の質問、一般補正なんかこういういろいろ補正の中身があって、それに対して次々といくんなら分かりますけど、もう一つの議題についての質問をされとうという僕は解釈になると思うんですが。答弁も同じようなやっぱり答弁になると思います。同じ質問をされちょう
3 番議員	(安岡 良仁 議員) (自席より) もういいです、いいです。
議長	(福島 登 議長) いいですか。
3 番議員	(安岡 良仁 議員) (自席より) いいです。いいです。
議長	(福島 登 議長) 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり)

町長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 討論は、議題となっている問題に対する、自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。 まず、反対者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 次に、賛成者の討論はありませんか。 （なしとの声あり） 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これより承認第 7 号、専決処分事項、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算、専決第 2 号の承認を求めることについての件を、挙手により採決します。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。 よって、本案は原案のとおり承認されました。 日程第 4、議案第 4 1 号、東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締結についての件について、提出者の説明を求めます。 長崎町長。 （長崎 正仁 町長） それでは議案提案理由説明書の 3 ページをお開きください。 議案第 4 1 号、東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締
----	---

	結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。令和7年10月15日提出でございます。 提案理由についてでございます。 令和7年第3回東洋町議会定例会において、議案第40号の撤回をしておりました。今回、改めて本議案を提出するものでございます。 令和7年8月8日に公募型プロポーザルにより契約業者選定を行いました東洋町同報通信システム整備工事につきましては、予定価格が5千万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 契約内容については、次の4ページを御参照願います。 まず、契約の目的としましては、東洋町同報通信システム整備工事でございます。契約の方法は公募型プロポーザルとしております。契約金額は4億1910万円、税込みの金額でございます。契約の相手方は、住所が高知市駅前町5-5、氏名は、株式会社国際電気四国営業所 所長代理 鈴木文彦でございます。 なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長)

それでは議案第４１号、東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案関係資料の１ページをお願いいたします。

建設工事請負契約書でございます。令和７年第３回東洋町議会定例会におきまして、同契約締結議案第４０号の撤回をさせていただきました。精査をいたしました結果、契約書につきましては、修正はいたしておりません。改めて、本議案を提出するものでございます。

議案の説明につきましては、９月議会定例会と同様になりますが、御説明をさせていただきます。

８月８日、公募型のプロポーザル方式により２社から御提案をいただき、審査の結果、受注者は株式会社国際電気四国営業所と決定をいたしました。

５番の請負代金額は消費税込みで４億１９１０万円となります。株式会社国際電気は資本金１０億円、従業員数は１４１３名の企業であり、全国１９０自治体で施工実績がございます。本社は東京都港区にあり、高知市に四国営業所を設けております。

令和７年３月３日に、すいません失礼いたしました。令和７年９月３日に仮契約をしており、本議会において承認されましたら、詳細設計など着工の準備に入り、令和９年３月３１日までに完了予定となります。

整備内容は、これまで行っていた防災行政無線を６０メガヘルツ帯防災行政無線同報系の整備とライフビジョンと連携をした町内放送や議会放送などの整備をいたします。令和８年度末には、既存のＩＰ告知端末及び町内の無料電話は使用できなくなりますので、アンケート調査により、高齢者でスマホやパソコンなどをお持ちでない世帯には、希望により、タブレットを支給させ

議長	ていただく予定でございます。 説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。 (福島 登 議長) 提出者の説明が終わりました。 日程第４、議案第４１号、東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締結についての件を議題とします。 質疑はありませんか。 ３番、安岡良仁君。安岡さん、先に手挙げられましたんで、どうぞ。
３番議員	(安岡 良仁 議員) 今回質問させていただきます、議案第４１号で、前回、議案の撤回がされた議案をですね、また再提出をされております。 これは単なる失念であったということだと思えるんですけども、地方自治法に定められた手続きを怠ったことにはなります。よく議長が質疑等の冒頭で、法律、条例、規則に違反しないように注意することと言われておりますが、人間うっかり忘れることもあります。単なる失念が理由ということは、責任者が信頼失墜という代償を伴うことになります。 今後ですね、この再発防止として、チェック体制の見直し、情報の共有化など、どのような対応を考えているのか。 また、この工事の来年９年の３月３１日の工期になっておりますが、今後の進捗状況、完成見込みについてお伺いをいたします。
議長	(福島 登 議長)

総務課長

安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。

議長

3番、安岡良仁君。

3 番議員	(安岡 良仁 議員) 誰でもうっかりミスはございます。それをこれ以上とやかく言うことはありません。ただ、今回の事案を糧にですね、今後、適正な行政手続きを進めていただきたいと思います。以上です。
議長	(福島 登 議長) ほかに質疑はありませんか。 1 番、大坪千倫君。
1 番議員	(大坪 千倫 議員) 質疑させていただきます。 ちょっとこの分野、勉強不足のところもあってちょっと間違っただことを言うかもしれないですけど、そうであれば訂正していただきたいんですけども、ちょっと心配なことが、令和 8 年に繰越しされるものが、この有利な事業債、活用できませんよという結末にならないのかなというちょっと心配。っていうのが高知新聞で報道されたときは、当初予算時に 2 か年にまたがることが分かっていたけど、事務処理を失念していたというような書き方だったような気がしてですね、国に事業債をもらうときにちょっと違うんじゃないかなというような指摘をされて、8 年度使えませんというようなことにならないか、そこだけちょっと安心させていただきたいです。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。

総務課長	(築地 仲音 総務課長) 大坪議員の質疑にお答えさせていただきます。 こちらの緊急防災減災事業債につきましては、県のほうから令和7年9月30日付けで同意をもらっておりますので、大丈夫かと考えております。以上になります。 (自席より、ありがとうございます。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 大坪君よろしいですか。 ほかに質疑はありませんか。 4番、高畠俊彦君。
4番議員	(高畠 俊彦 議員) すいません。今築地課長の説明でちょっと気になることがあったんですけど、お聞きいたします。 この東洋町の同報通信システム整備工事終わった場合に、スマホで利用できるということでスマホを持ってない高齢者とか、持ってない若いもんでもタブレットを配ってくれると、それを利用せいということですけど、アンケート調査か何か家庭を回って聞いたんですかね。そのときの家庭での説明が、これはタブレットですよ、順番でやって全員に行き渡るかどうか分からんというような、ほんで先着順で、というようなことをちらっとある人がそうやって調査しに来たときに言って、それっちゃんどういいうことで、こんだけのお金かけるんやったらよ、全員に、全員というか持ってない人全員に、配るべきやというような声をちょっと聞いたんですけど、その点は結局よ、その順番じゃなしにやっぱり持ってない人には全員配ってほしいというようなことで

	質問させていただいたんですけど、答弁よろしく。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 高島議員の質疑にお答えさせていただきます。 タブレットやスマホをお持ちでない世帯の方には全員にお配りをする予定でございます。以上です。
議長	(福島 登 議長) 高島さん、工事契約の締結ということで、この結果住民さんがタブレットを使うということでちょっと許してますけど、なかなか範囲が広がってきよんで、もう再問するのであればこの契約についてをぜひやっていただきたい。ちょっと範囲をね、広く。 (自席より、ごっつい気になったもんで。すいませんでした。との発言あり) かまいませんか。 (自席より、はい、いいです。また聞きにいきます。との発言あり) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 町長が 2 人おったように思った。
議長	(福島 登 議長) え？

7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 町長おるのかと思って。答弁しよったきん。 ちょっと何点かお聞きしたいと思います。 新しい方式に変わって、現在東洋町内には地区地区によっては聞こえないというような苦情があったり、聞こえても小さくてどうにもならん、そういうところまでこれはフォローされるんでしょうかね。それをまず、それ1点お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 高性能スピーカーを活用することによりまして、聞こえにくかった範囲につきましてもカバーできるような対応を考えております。 (自席より、全て、全町内。との発言あり) 民家があるところでございますけれども、今まで聞こえていたところは必ず聞こえるような状況に考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 同じ税金を払いながら聞こえんというのは、苦情はだいぶ聞い

	ておりましたんでね。今の答弁聞きよったら、東洋町、野根から甲浦奥まで全て聞こえる、分かるようにすると、こういう答弁やと思って受け止めておきます。 もう一つ、二つ目にですね、こういうものをつくっていたときに、5億円とかそういうお金のあれに対して住民さんからの、どんなんですか、負担というか、支出というか、そういうものはどれぐらい出るんでしょうか。出ないのでしょうか。お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) 田島議員の質疑にお答えさせていただきます。 住民さんの負担はなしでございます。以上です。 (自席より、ありがとうございます。以上です。との発言あり)
議長	(福島 登 議長) 他に質疑はありませんか。 (なしとの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 まず、反対者の討論はありませんか。 (なしとの声あり) 次に、賛成者の討論はありませんか。 (なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第４１号、東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締結についての件を、挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

以上で、本日の

（自席より、はい、議長。との発言あり）

なんですか。

（自席より、ちょっと緊急な質問をお願いしたいです。との発言あり）

ちょっとほんなら休憩をしてください。

会議に復します。

ただいま、７番田島毅三夫君から不適切保育について緊急質問をしたいという考えを…緊急質問が求められました。

ここでお諮りします。

７番田島毅三夫君の不適切保育についての緊急質問の件を議題として…

（自席より、文書で出すんですよね。口頭やなしに。との発言あり）

もう１回やり直します。ちょっと休憩をします。

会議を再開します。

７番田島毅三夫君から、不適切保育の報告について、緊急質問

7 番議員	の申し出がございました。7 番田島毅三夫君の不適切保育の報告の緊急質問の件を議題として採決します。 7 番田島毅三夫君の不適切保育の報告についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程として発言を許すことに賛成の諸君の挙手を求めます。 不適切保育のことで緊急質問さすということで、賛成ということなんですね。はい。挙手多数であります。 よって、7 番田島毅三夫君の不適切保育の緊急質問に同意の上、日程に追加することに決定をいたしました。 ここで休憩します。再開は 4 5 分からです。 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：11 時 45 分) 休憩前に田島議員から不適切保育についての緊急質問がありました。この質問については追加日程第 1 として、質問を許します。 7 番、田島毅三夫君、質問を始めてください。 (田島 毅三夫 議員) 緊急質問をさせていただきます。 まず 1 点目。先ほどから説明を受けました。十分な説明を受けましたけれども、気になるのは、保護者への説明によって児童は納得できたのか。当事者である子どもさんがね、大人はだあ、そういう形で納得を仮にできたとしても、子どもさんの心の中の湯立てというか、そういうことを踏まえて納得できたのでしょうか、お聞きしたいと思います。 この件に、保護者・児童はどう納得したのかということと、こ
--------------	--

	れ一旦、はい。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 田島議員の御質問にお答えをいたします。 今回の報告で子どもさんが納得できたのかどうかというところなんですけども、子どもさんにちょっとお話を伺っておりませんので分かりかねますが、引き続きですね、心理士等、専門職による子どもさんの心のケア等については続けてまいりたいと考えております。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 第三者委員、それから今回の最終的な父兄との保護者との話し合いはできたようですけども、1 番大事なこのね、当事者、子どもさんよね、この方がほら今後のことも考えたらね、どこまでもやっぱりしっかりと話し合いをして、もし子どもさんらの主張が間違っていたら、子どもさんがそうやったのか、分かりましたというような形でも収まってくれたらいいけども、まだ不満を持ったまままで収まっては大変なことになる。そういう意味からも私は、なぜ子どもさんを入れた話し合いができなんだかなという不満を思っております、一つは。今後のことについてもやっぱりこういう問題起こったときには、父兄と当事者ということではなくて、や

議長	っぱり子どもさんを本人を入れるという形で進めてもらいたいが、いかがでしょうか、お聞きしたいと思います。 (福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 田島議員にお答えをいたします。 聞き取り調査の段階では、お子様のほうからですね、心理士のほうから聞き取り調査をしておりますので、子どもさんの話を聞いていないということではございません。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7 番、田島毅三夫君。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 再々問です。最後に 1 点お聞きしますが、13 問中 5 問でしたか。問じゃない件ですね。13 件中 5 件が問題があったというけれども、あとの 8 件については、これは関係はなかったということで収まっておりますけれども、これについても、私はどのように判断したか、納得いかない面があります。保護者の方がいろいろ意見を出し合って、それをお互いが納得したというそういう状況かどうか。もう話を聞けば、保護者のほうからは意見が出なかったような話を聞いておりますが、余り反応がなかったように聞いておりますが、子どもさんも含めて保護者の方がね、納得したのか。そういうことどうしても自分なりに納得できないんです。 今後のこともありますので、もう一度お聞きしますが、どうで

議長	しょうか、保護者と子どもさんを入れての話合いは、決定するまでもう１回やるわけにいきませんかでしょうか。お聞きしたいと思います。 （福島 登 議長） 田岡住民課長。
住民課長	（田岡 伊織 住民課長） 田島議員の再問にお答えをいたします。 残り８件についてはですね、ガイドラインと照らし合わせてこの報告書を読むと、特段指摘等は受けてはおりませんが、ただ保護者の方がですね、御不満があって主張をされておることです。ございますので、そこは真摯に受け止めて、また保育の見直し等に取り組んでいきたいと、指摘のあったことももう１回振り返りをしてですね、取り組んでいきたいと思います。 最後の第三者委員会のやり直しを言われたんでしょうか。 （自席より、この８問の残っちゃう分も含めて。との発言あり）
議長	（福島 登 議長） 自席同士での発言はやめてください。
住民課長	（田岡 伊織 住民課長） 町長の行政報告の最後にもございましたけども、一応ですね、本調査をもって、調査ということに関しては町の役割は終了しておるものと考えておりますので、調査終了後にですね、異議の申出等あった場合は、第三者委員会やり直すというよりはもう司法判断になっていくのかなと、そのように考えております。ケアと

	か相談っていうところはまた別で、そういったことは受け止めて相談に乗って取り組んでまいりたいと思っておりますが、第三者委員会のやり直しということは考えておりません。以上でございます。 （自席より、答弁でちょっと、漏れがあったんでお聞きしたいが、かまいませんか議長。との発言あり）
議長	（福島 登 議長） 自席ではなしに、どういう答弁の漏れがあるか教えてください。発言は終わってんでね。どういう漏れがあったんですか。 打合せなんで。 （協議あり） 7 番、田島毅三夫君。質問が漏れたということで3 回やってますが
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） 質問やない、答弁が漏れたということで
議長	（福島 登 議長） それだけやってください。
7 番議員	（田島 毅三夫 議員） もういっぺんお聞きします、課長。1 3 問中5 問が一応納得できた。差はありますけども。あとの8 問についてはどうなったかというのはものすごい疑問が残るんです。それが当事者である保護者あるいは子どもさんらの意見も聞いた上で、それでも問題はないと決定したことに対して、納得のできるような話し合いが

議長	できたのかどうか。それをお聞きしたいと思います。 (福島 登 議長) 再々問の質問漏れ(答弁漏れ)ということで許可しております。 はい、どうぞ、田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 田島議員の再問にお答えをいたします。 8件についてもですね、ちょっと私先ほど答弁したと思ったんですけども、8件についても、ガイドラインに照らして虐待等、指摘事項は頂いておりませんけども、保護者の方で、そういう全体で13件のそういう訴えがあったわけでございますので、そこは真摯に受け止めてですね、問題がなかったか、再度保育を見直していく形でまた取り組んでまいりたいと思いますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 以上で田島議員の緊急質問は終わります。 (自席より、いやいや違います。もう2つある。通告してあるやろ。2つ。笑うたらいかん。との発言あり) はい、分かりました。漢数字の二つ目の質問に移ってください。 すいません、ちょっと確認不足でした。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 二つ目の質問です。 この問題の原因というのは、私の考えですけども、児童のね、

	生徒さんが少ないと。それがまず第1の原因じゃなかったかということやをずっと最初から考えてたんです。たくさん10人20人とおる中ではこういうことはなかったんじゃないかと、そういうことを考えております。そういう意味からもですね、どうでしょうか、今後その対応は考えてるでしょうか、その少数化に対応する。はっきり言うたら合併ということですが、そういうことを踏まえて考えているかどうか、お聞きしたいと思います。
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) 田島議員の御質問にお答えをいたします。 今回のですね、報告書を読ませていただいたところ、児童の人数、少数であることが問題というよりはですね、保育の体質において、いささか古い考え方に基づくようなところがあったのかなというところで、保育体質の問題であって、人数の問題ではないような報告書に受け取っております。以上でございます。
議長	(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) そういう答弁をもらいました。それなら言わしてもらいますけれども、私はその答弁自体がおかしいと。判断がね。少数の何人かでいうようなそういうところでは必ずこういう問題が起こるという考えを持っております。そういう意味からももう一度お聞き

議長	しますが、今後のこととしてどうですか、合併というようなことまで考えるかどうか。ちょっとオーバーするかもわからんが (福島 登 議長) それはもう田島さん、その質問は許すことはできません。
7 番議員	(田島 毅三夫 議員) 以上です。
議長	(福島 登 議長) それでよろしいですか。 (自席より、いかんのやろ？との発言あり) はい。それでもう緊急質問を終わりでよろしいんですか。 (自席より、答弁もらえたらお願いします。との発言あり) 答弁ないようです。それではかまいませんか。 田島毅三夫君の緊急質問が終わりました。 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。 これにて会議を閉じます。 これで、令和 7 年第 1 回東洋町議会臨時会を閉会します。 皆さん、長い時間お疲れ様でした。 これで、議会放送を終了します。 (閉会時間：11 時 57 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 7 年 11 月 3 日

議 長 福島 登

署名議員 廣田 育史

署名議員 宇 田 良 仁